

第2期
七飯町子ども・子育て
支援事業計画



令和2年3月
七 飯 町

目次

第1章 計画策定の基本事項.....	1
1. 計画策定の目的.....	1
2. 計画の根拠と位置づけ.....	1
3. 計画の期間.....	3
4. 策定体制.....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く当町の現状.....	4
1. 総人口等の推移.....	4
2. アンケート調査結果の概要.....	8
第3章 第1期計画の実施状況.....	14
1. 児童数の状況.....	14
2. 教育・保育事業の状況.....	15
3. 地域子ども・子育て支援事業の状況.....	16
第4章 計画の基本的な考え方.....	21
1. 計画の理念・方針.....	21
2. 計画の基本的考え方.....	22
第5章 事業計画.....	23
1. 子ども・子育て支援サービスの全体像.....	23
2. 教育・保育提供区域の設定.....	25
3. 児童人口の将来推計.....	26
4. 教育・保育事業の「量の見込み」.....	27
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	29
6. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	36
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	38
8. その他の推進事業.....	38
第6章 計画の推進.....	44
1. 進行管理・評価.....	44
2. 関係機関等との連携.....	44

《本計画書における年号の表記について》

本計画書では、平成31年4月1日及び令和元年5月1日を基準日とした表やグラフが掲載されています。

本来はそれぞれの基準日に基づいて「平成31年」（または「平成31年度」）、「令和元年」（または「令和元年度」）を区別して掲載すべきところですが、年号表記が混在することによる分かりにくさを避けるため、基準日が平成31年4月1日の表やグラフについても「令和元年」（または「令和元年度」）として統一して表記することとします。

第1章 計画策定の基本事項

1. 計画策定の目的

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、当町においても平成27年度から令和元年度までを計画期間として「七飯町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

当町では、この計画に基づき町内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきましたが、令和元年度に計画が終期を迎えることとなったため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第2期七飯町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の根拠と位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備をめざす事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「七飯町総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



一体的に策定

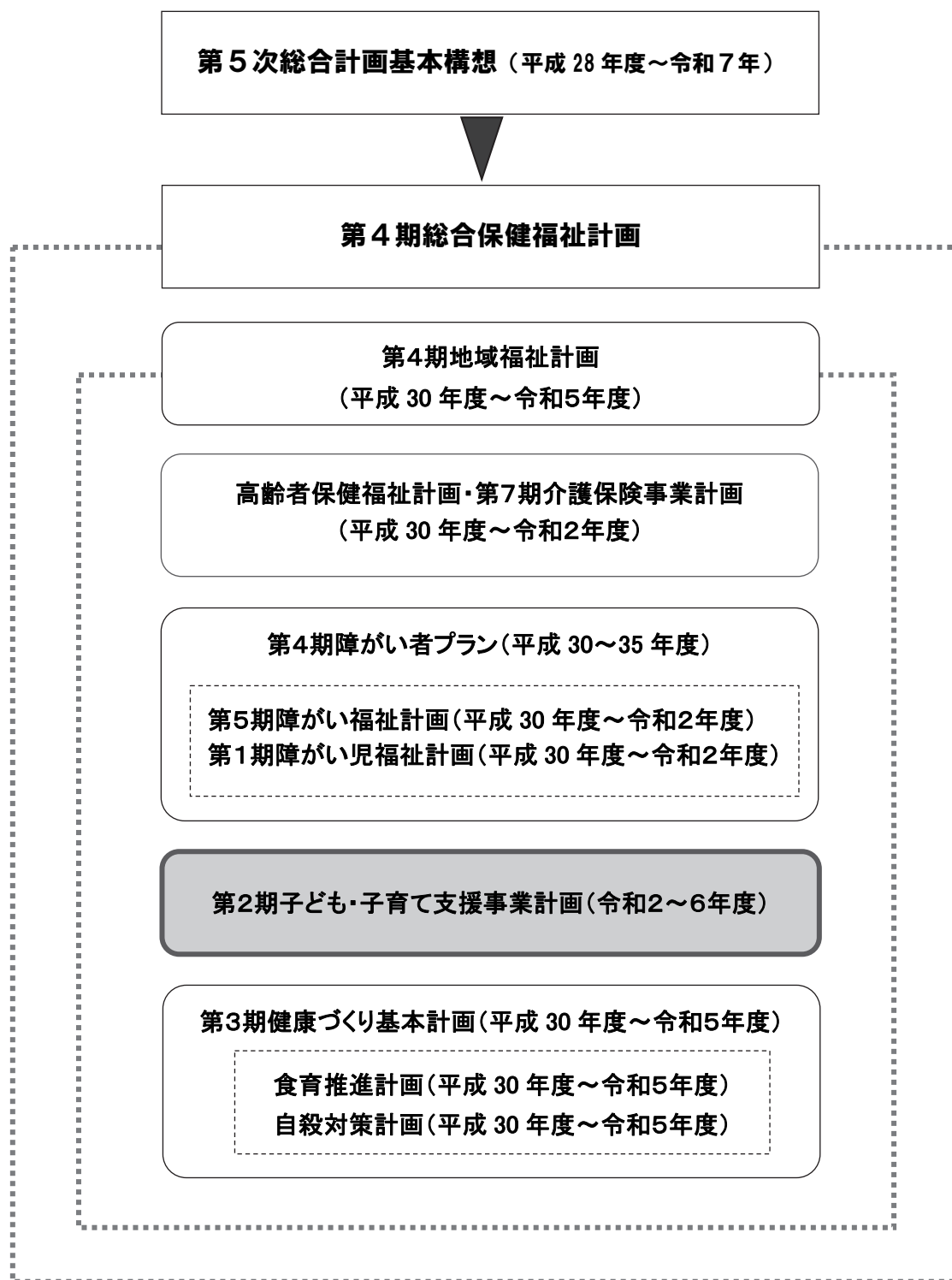


第2期七飯町子ども・子育て支援事業計画

(2) 当町の関係する計画

第5次七飯町総合計画を上位計画とする保健福祉分野の関連計画との整合を図っています。また本計画は七飯町総合保健福祉計画の中の1つの計画であり、地域福祉計画をはじめとする保健・福祉分野計画と連携する計画です。

■本計画と関係する計画



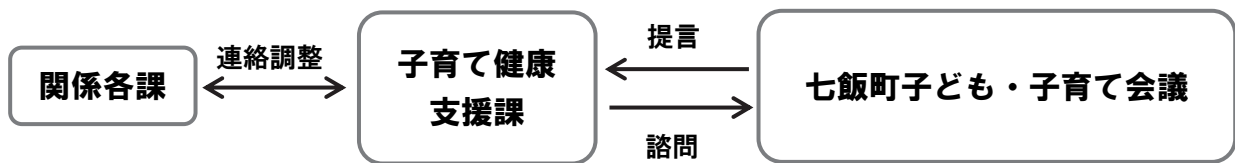
3. 計画の期間

本計画は令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

4. 策定体制

(1) 七飯町子ども・子育て会議の設置

「子ども・子育て支援法」第77条第1項に基づき、同項の合議制の機関として「七飯町子ども・子育て会議」を設置しています（七飯町子ども・子育て会議条例）。



(2) 町民意向の把握

子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、本計画を策定するために必要な基礎資料の収集を目的に実施しました。

■アンケートの実施概要

対象者	七飯町に在住する就学前児童及び小学生の保護者全員(令和元年5月1日時点)
配布数	・就学前児童の保護者:1,178人 ・小学生の保護者:1,381人
回収数	・就学前児童の保護者:785人 ・小学生の保護者:1,106人
回収率	・就学前児童の保護者:66.6% ・小学生の保護者:80.1%
方法	・幼稚園、認定こども園、保育所(園)、小学校による配布・回収 ・幼稚園等を利用していない就学前児童の保護者は郵送による配布・回収
調査時期	令和元年5月～6月
調査項目	教育・保育施設の利用状況と利用意向、地域子育て支援事業の利用状況と利用意向など

第2章 子ども・子育てを取り巻く当町の現状

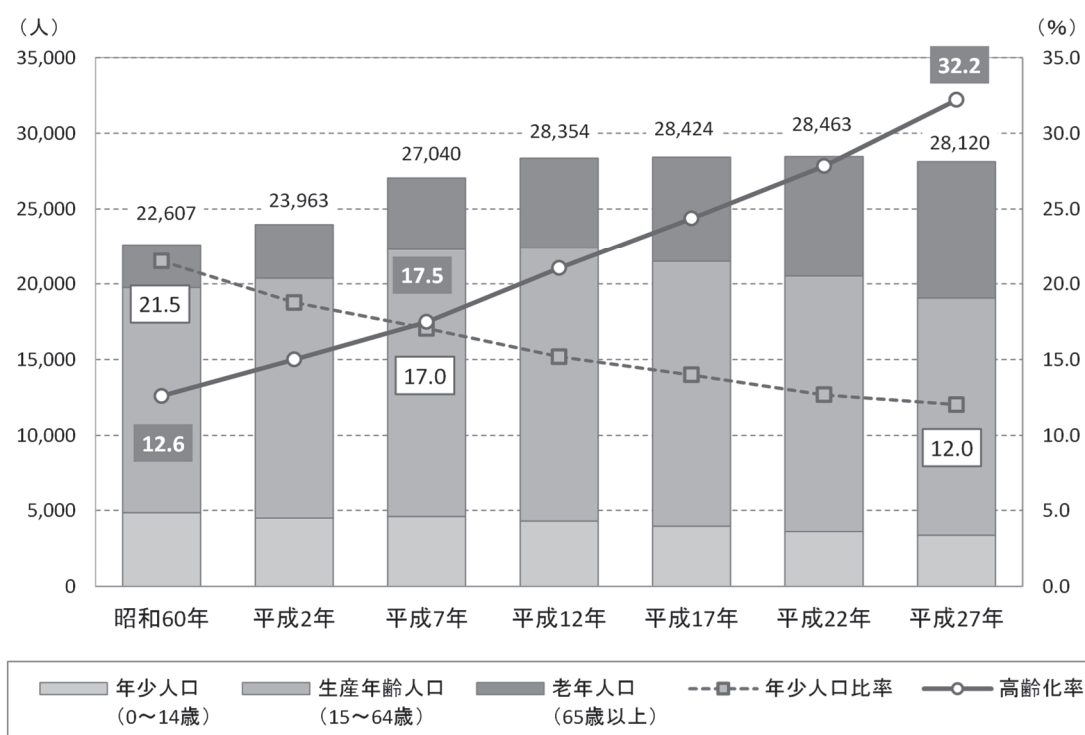
1. 総人口等の推移

(1) 総人口の推移

昭和60年22,607人であった総人口は、平成7年では27,040人に増加し、その後は維持する状況が続いてきましたが、平成27年では28,120人と減少しました。

平成27年の3階級人口（人口の内訳）をみると、15歳未満の年少人口比率、15～64歳の生産年齢人口比率は全国を下回り、65歳以上の老年人口比率は上回る水準にあります。

■総人口と3区分人口の推移



資料：国勢調査（総人口は年齢不詳含む）

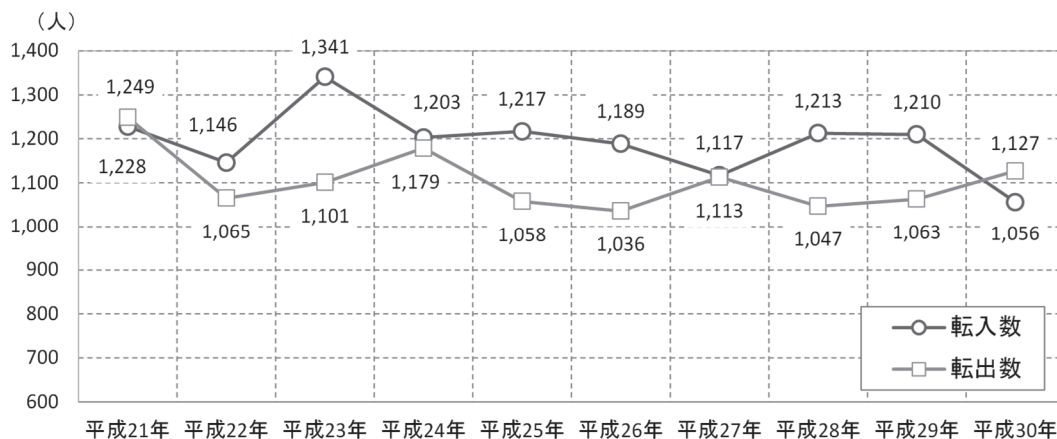
	七飯町	全国	北海道
年少人口(15歳未満)比率	12.0	12.6	11.4
生産年齢人口(15~64歳)比率	55.8	60.7	59.6
老年人口(65歳以上)比率	32.2	26.6	29.1

資料：平成27年国勢調査

(2) 社会増減の推移

当町における社会増減は、転入数、転出数ともに減少傾向がみられますが、転入が転出を上回る社会増で推移してきました。

■転入・転出の推移



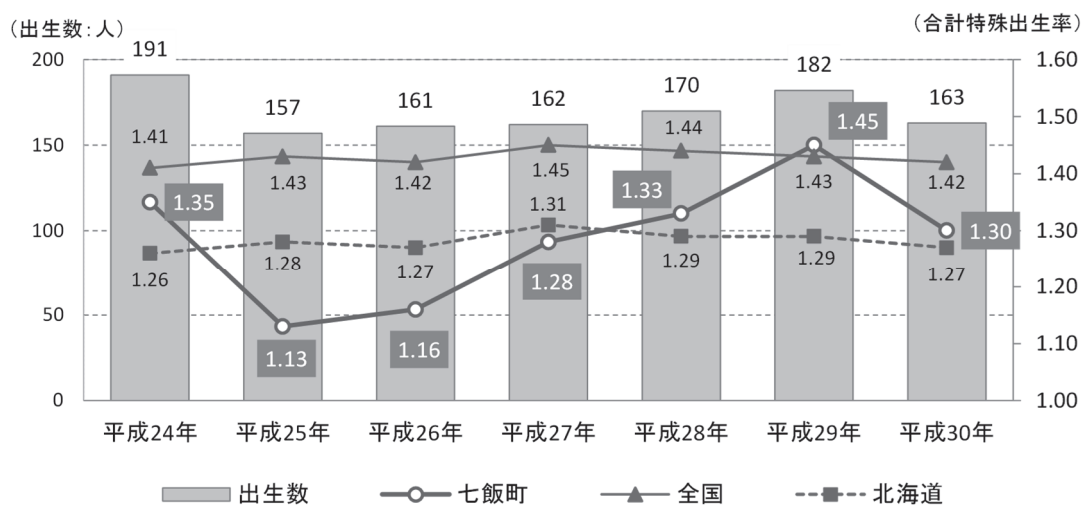
資料：住民基本台帳

(3) 出生数の推移

平成24年の出生数は191人でしたが平成25年に157人と大きく減少し、以降は増加傾向がみられたものの、平成30年は163人と再度減少に転じています。

当町の合計特殊出生率は、平成25～27年は北海道を下回っていましたが、徐々に回復しており、平成29年は1.45で全国を上回りました。しかし、平成30年は出生数の減少に伴い回復から減少に転じており、1.30となっています。

■出生数・合計特殊出生率の推移

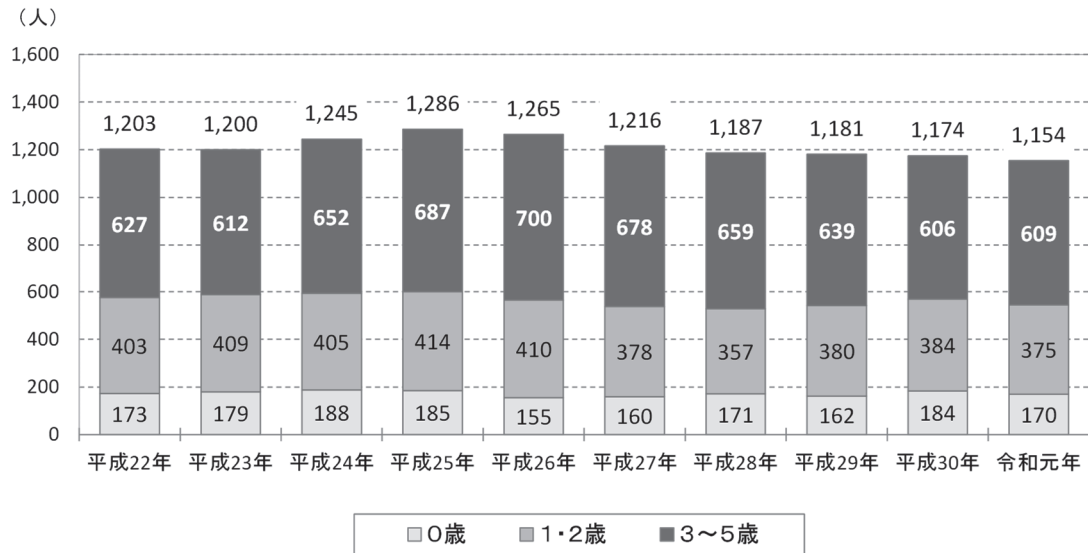


資料：人口動態統計、七飯町の合計特殊出生率は出生数等から算出

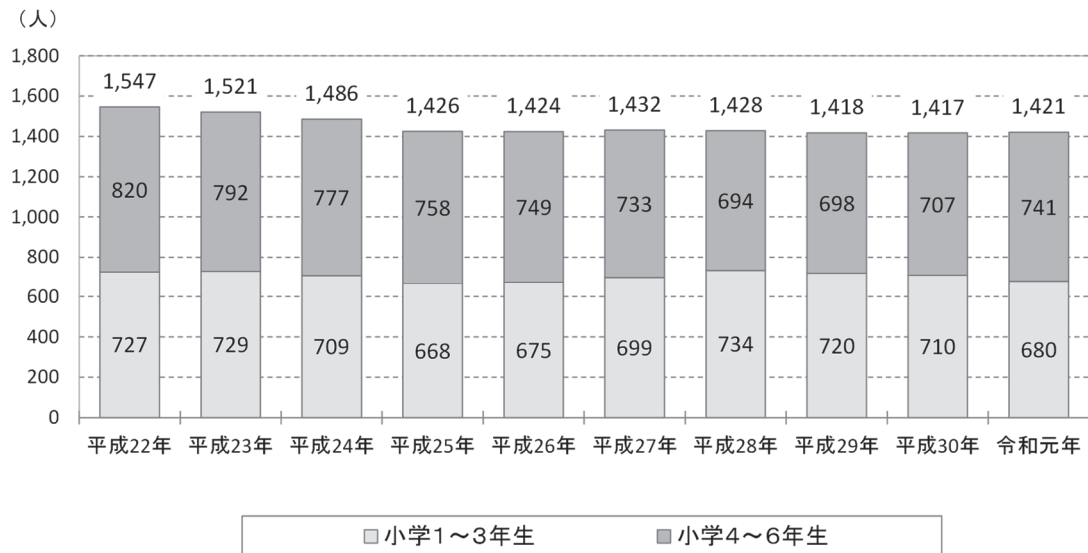
(4) 児童人口の推移

0～5歳の就学前児童は平成25年の1,286人から減少しており、令和元年には1,154人となっています。6～11歳の小学生児童は平成22年の1,547人から減少していましたが、平成25年意向は概ね横ばいに推移しています。

■児童人口（0～5歳）の推移と予測



■児童人口（6～11歳）の推移と予測

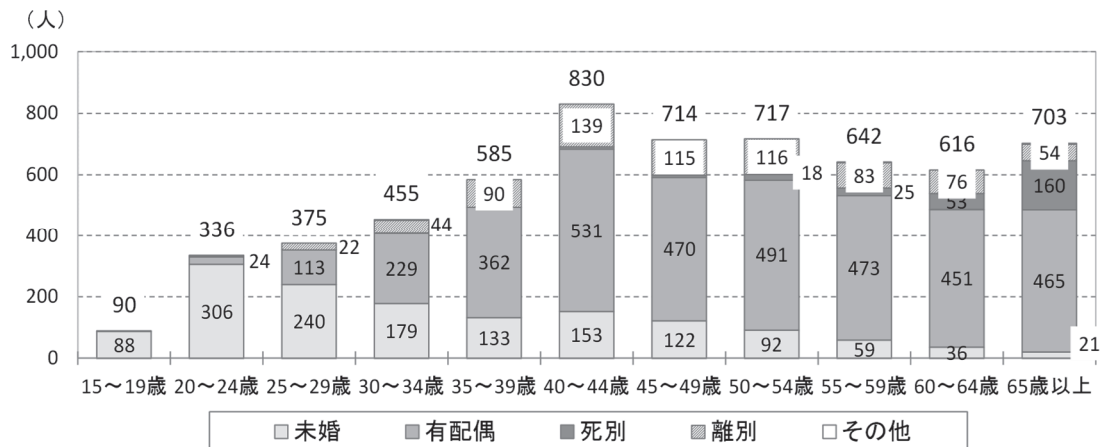


(5) 子育て期の女性の労働力率の推移

平成27年の当町女性の労働力人口をみると、30歳以上は有配偶女性が多く、35～39歳では未婚が133人弱に対し有配偶女性が362人、離別が90人となっています。

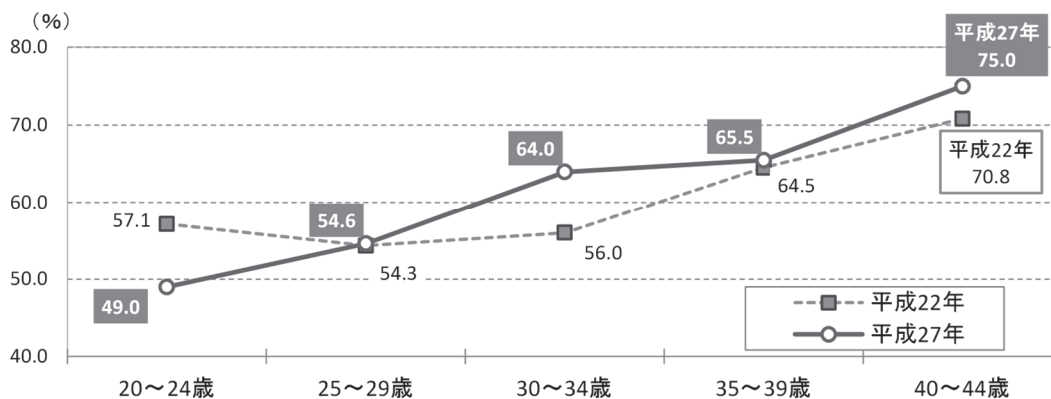
平成27年の有配偶女性の労働力率を平成22年と比べると、子育て期にあたる30～34歳の割合は増加しており、全国を上回っています。

■女性の労働力人口（平成27年）



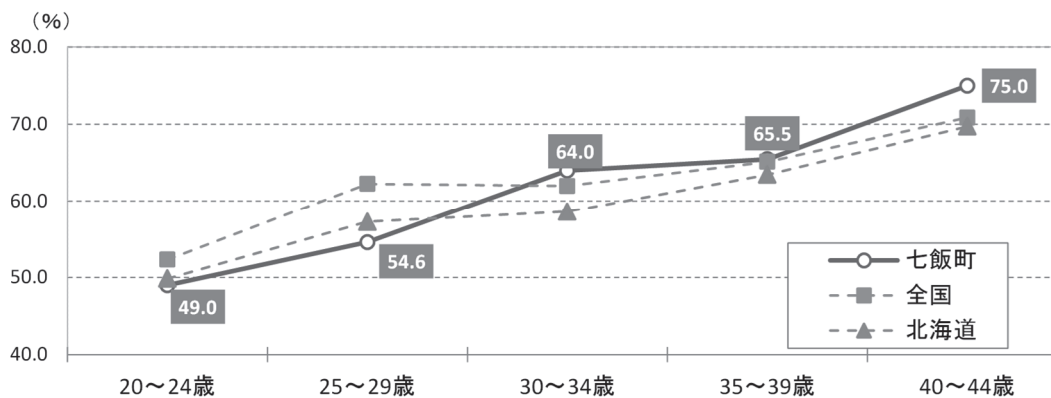
資料：国勢調査

■子育て期の有配偶女性の労働力率の推移（平成22年・27年）



資料：国勢調査

■子育て期の有配偶女性の労働力率の比較（平成27年）



資料：国勢調査

2. アンケート調査結果の概要

本計画を策定するために実施したアンケート調査の結果を以下に示します。

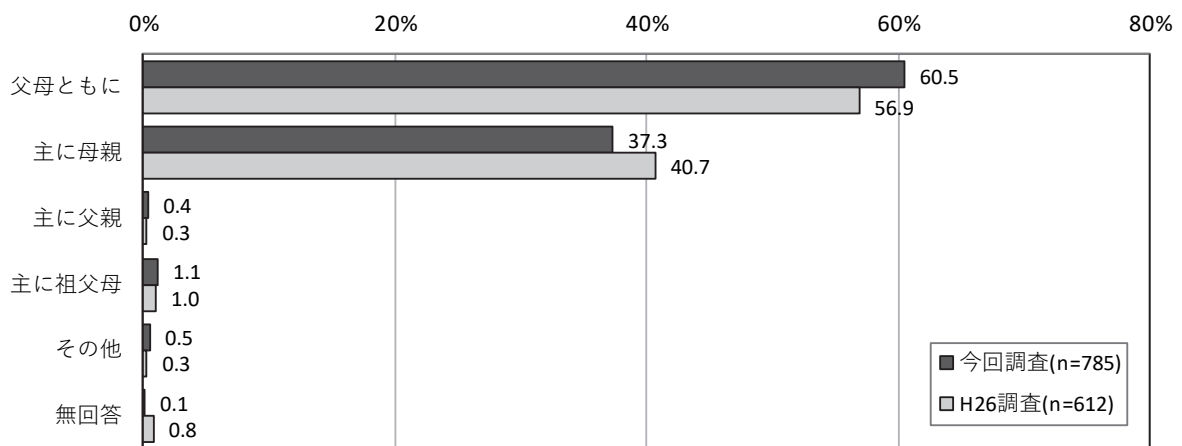
※グラフ中の「n=XXX」の表記は回答者数を示しています。

※集計結果は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位までの表記としているため、合計値が100.0%にならないことがあります。また、複数回答の設問は合計値が100%を超えることがあります。

(1) 子育てを主に行っている人

お子さんの子育てを主に行っている人は、「父母ともに」が60.5%で最も多く、次いで「主に母親」(37.3%)が続いています。また、H26調査と比べて「父母ともに」の割合は増加し、「主に母親」は減少しています。

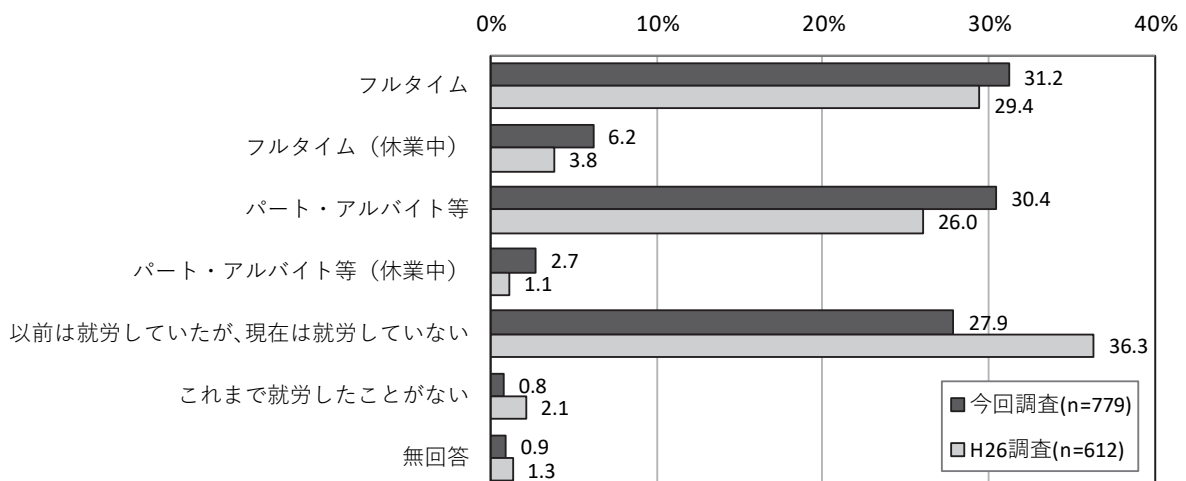
■ 子育てを主に行っている人



(2) 母親の就労状況

母親の現在の就労状況は、「フルタイム」が31.2%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」(30.4%)が続いています。また、H26年調査と比べて就労している方の割合は増加し、就労していない方は減少しています。

■ 母親の就労状況

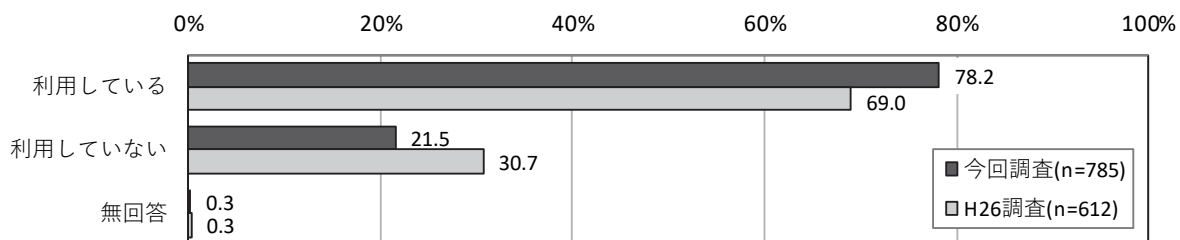


(3) 現在の教育・保育サービスの利用状況

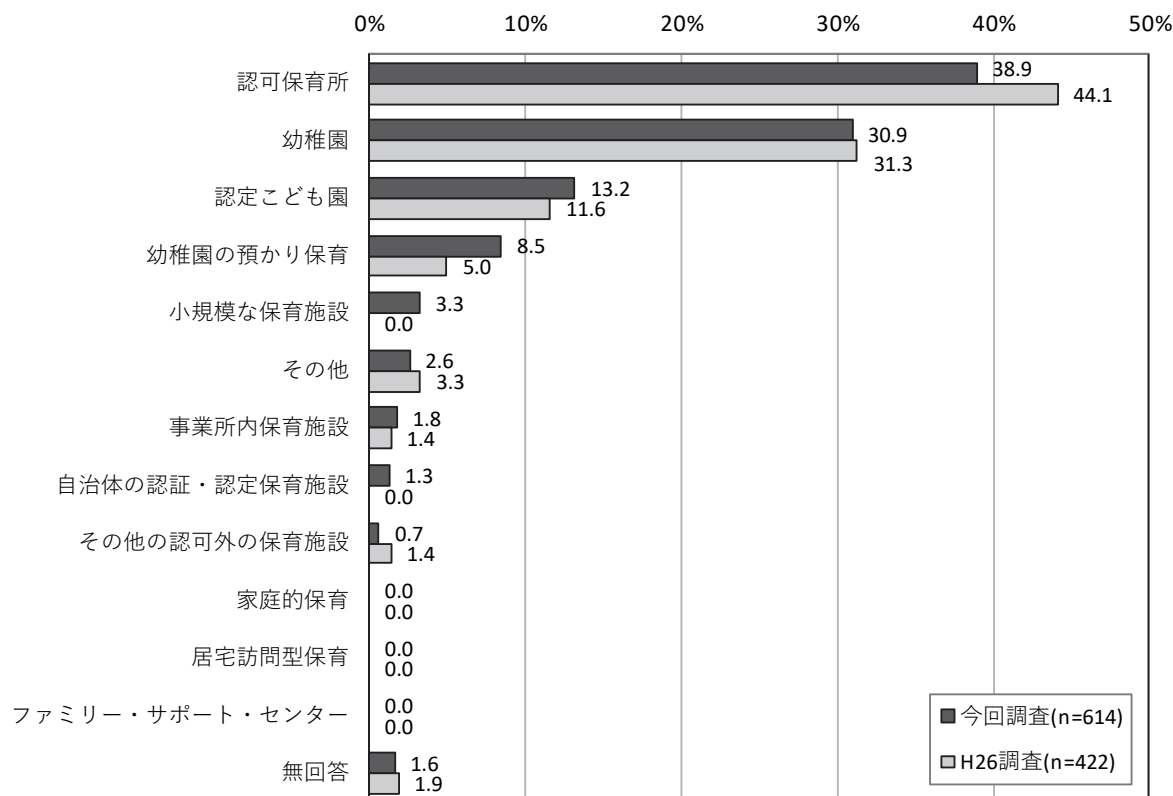
現在、定期的な教育・保育サービスを「利用している」人は78.2%で、H26調査から9.2ポイント増加しています。

利用している教育・保育サービスは「認可保育所」が38.9%で最も多く、次いで「幼稚園」(30.9%)、「認定こども園」(13.2%)が続いています。また、H26調査と比べて「認可保育所」の割合は5.2ポイント減少していますが、他の項目はほぼ同じ状況です。

■ 平日の定期的な教育・保育サービスの利用有無



■ 利用している教育・保育サービスの種類（複数回答）

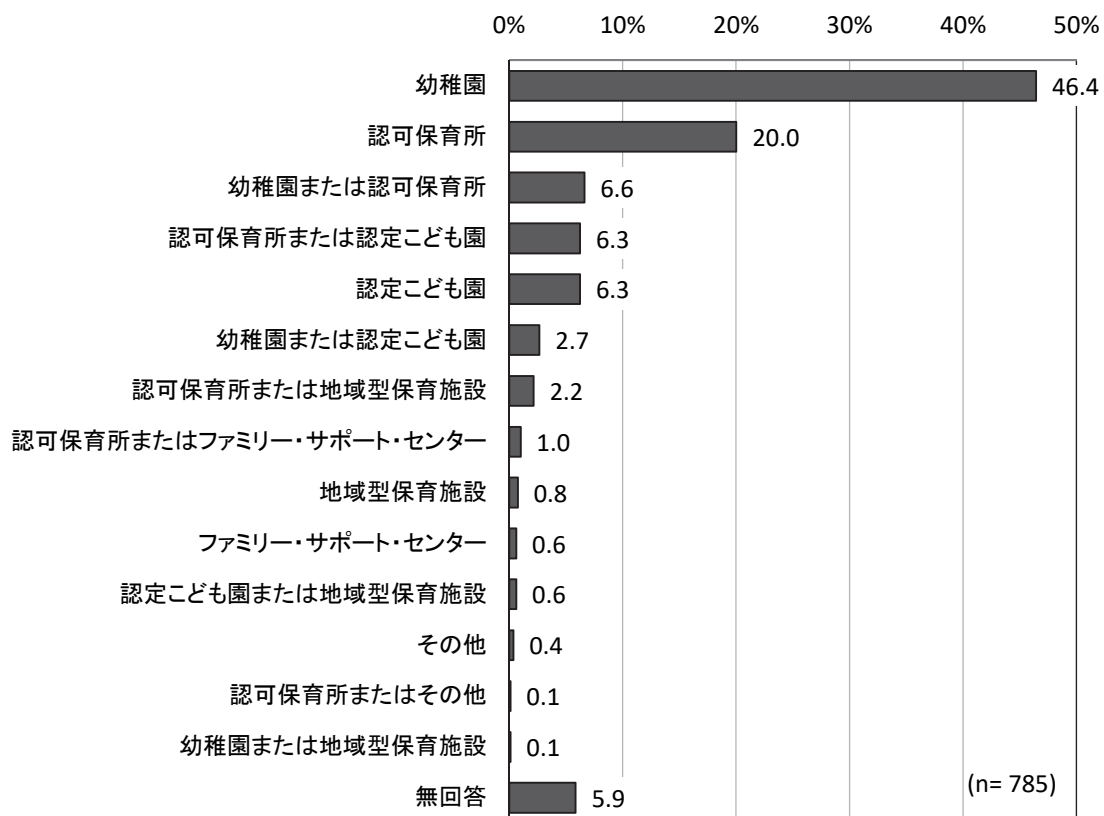


(4) 教育・保育施設の利用意向

今後、定期的にご利用したい教育・保育サービスは、「幼稚園」が46.4%で最も多く、「認可保育所」は20.0%、「認定こども園」は6.3%となっています。

教育・保育施設を複数選択している回答を合算すると、「幼稚園」は55.8%、「認可保育所」は36.2%、「認定こども園」は15.9%となります。

■ 教育・保育施設の利用意向



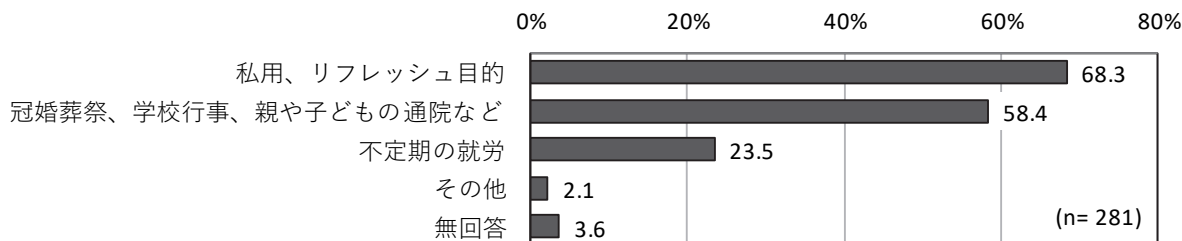
(5) 一時預かり等の利用意向

今後、一時預かり等を「利用したい」人は35.8%で、一時預かり等を利用したい理由は「私用、リフレッシュ目的」が68.3%で最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、親や子どもの通院など」（58.4%）が続いています。

■ 一時預かり等の利用希望



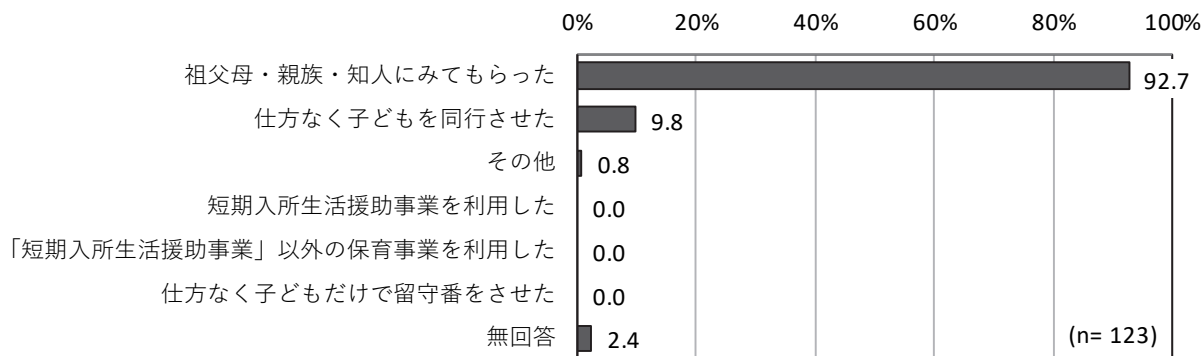
■ 一時預かり等を利用したい理由



(6) 子育て短期支援事業の利用状況

お子さんを泊まりがけでみてもらわなければいけないことが「あった」人の対応としては「祖父母・親族・知人にみてもらった」が92.7%で突出して多く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」（9.8%）が続いています。

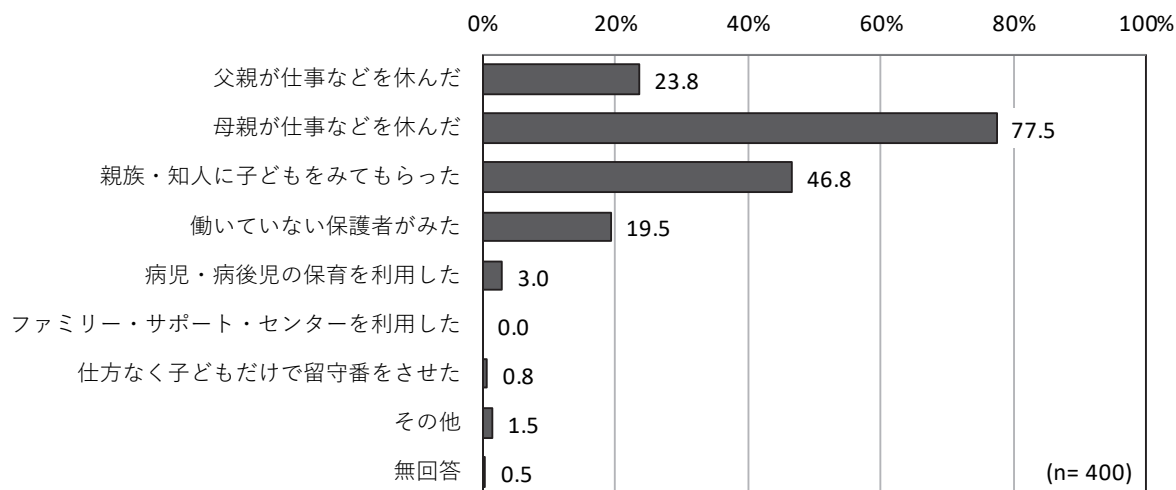
■ 子育て短期支援事業の利用状況



(7) 病児・病後児保育の利用状況

お子さんが病気やケガで通常の教育・保育サービスが利用できなかったことが「あった」人の対応は、「母親が仕事などを休んだ」が77.5%で最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」(46.8%)、「父親が仕事などを休んだ」(23.8%)が続いています。

■ 病児・病後児保育の利用状況

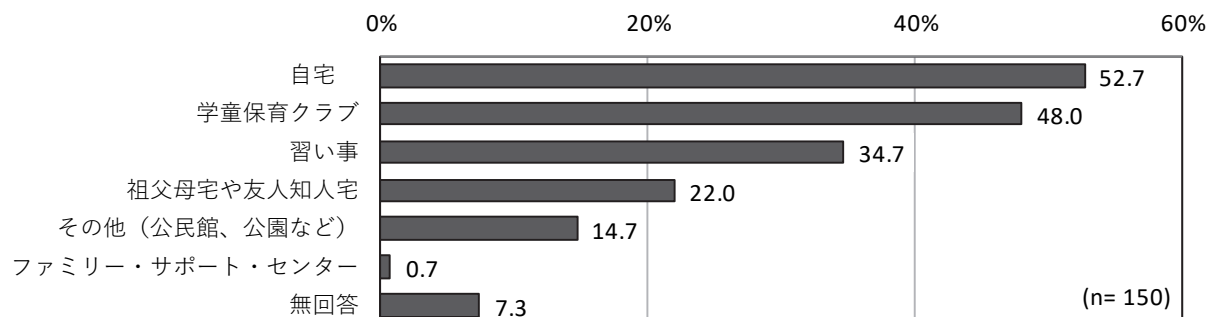


(8) 子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方

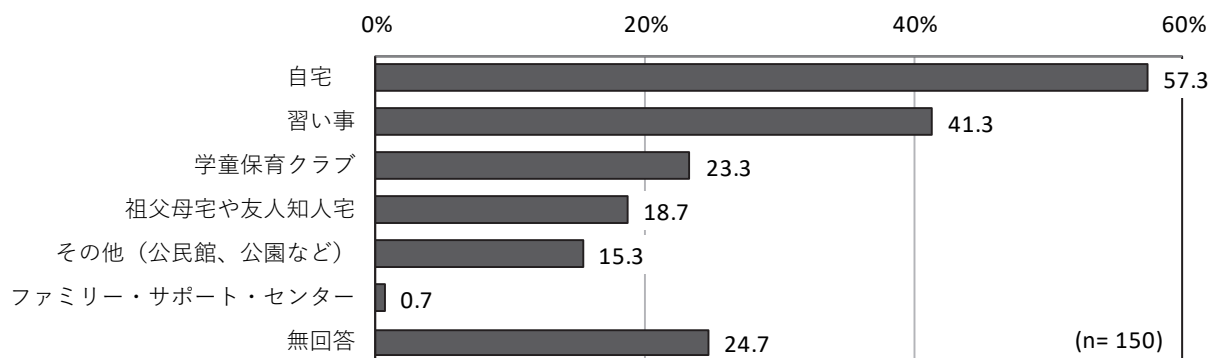
5歳以上のお子さんがある保護者に対して、小学1～3年生の間、放課後に過ごさせたい場所をお聞きしたところ、「自宅」が52.7%で最も多くなっています。

また、小学4～6年生の間、放課後に過ごさせたい場所をお聞きしたところ、「自宅」が57.3%で最も多く、次いで「習い事」(41.3%)が続いています。

■ 低学年の間、放課後に過ごさせたい場所（複数回答）



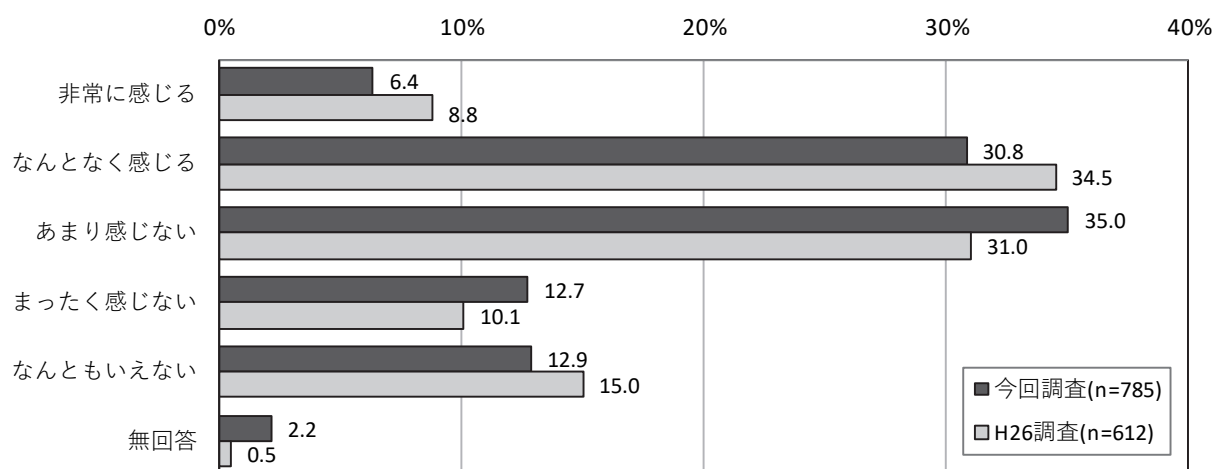
■ 高学年の間、放課後に過ごさせたい場所（複数回答）



(9) 子育てに関する不安や負担の状況（就学前児童の保護者）

子育てに関する不安や負担の状況をお聞きしたところ、「まったく感じない」（12.7%）、「あまり感じない」（35.0%）の合計は47.7%で、「なんとなく感じる」（30.8%）、「非常に感じる」（6.4%）の合計37.2%を10.5%上回っています。また、H26調査と比べて「まったく感じない」と「あまり感じない」の合計は6.6ポイント増加しています。

■ 子育てに関する不安や負担の状況



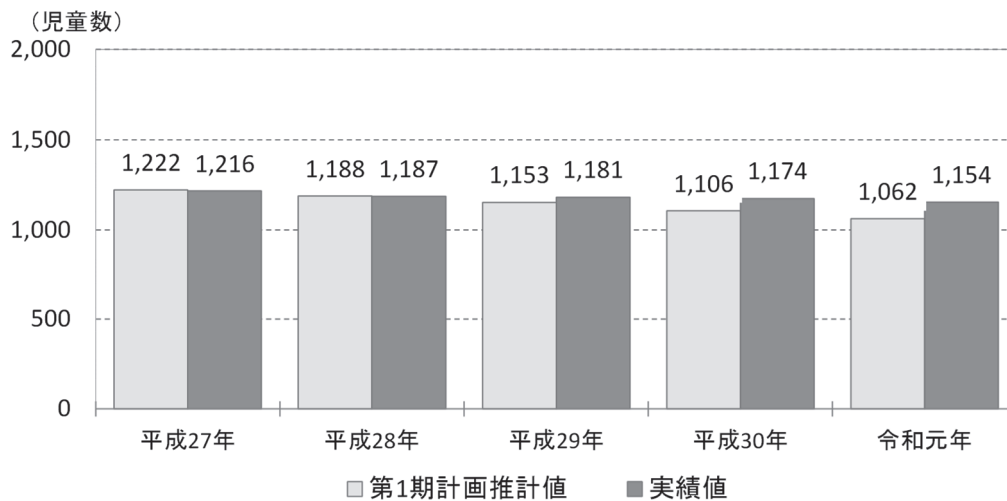
第3章 第1期計画の実施状況

1. 児童数の状況

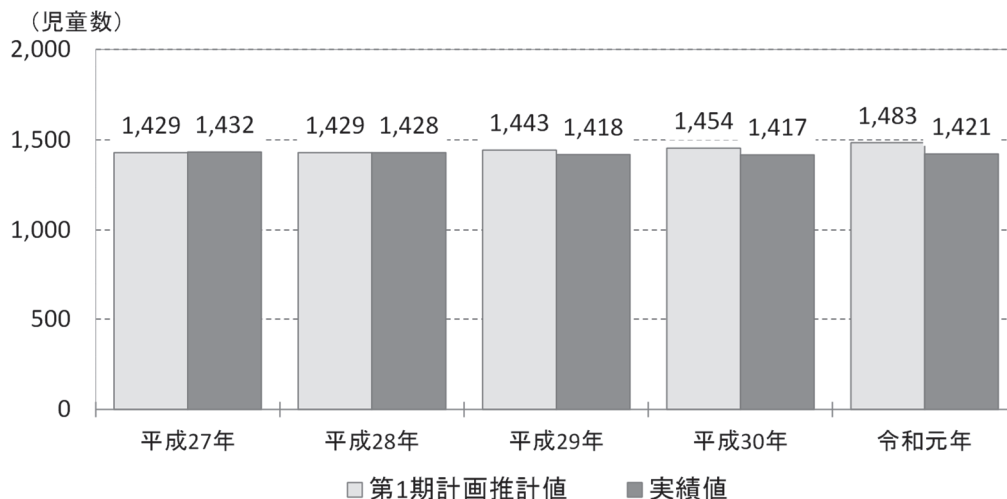
七飯町子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童数は平成29年以降微増し、小学生児童は実績が推計値をやや下回って推移しています。

就学前児童と小学生児童の合計でみると、推計に近い実績の推移となりました。

■ 就学前児童数の推移



■ 小学生児童数の推移



2. 教育・保育事業の状況

(1) 1号認定（3歳以上／教育）

平成27年度は量の見込みを大きく下回る実績でしたが、平成30年度から大きく伸び、令和元年度は337人で量の見込みを上回る実績となりました。

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人	290	323	306	292	277
	確保方策		435	385	385	345	345
実績			67	170	162	333	337

※実績は各年4月1日現在

(2) 2号認定（3歳以上／保育）

平成28年度から量の見込みを上回る実績で推移しており、平成30年度及び令和元年度は待機児童が発生しました。

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人	271	231	219	209	199
	確保方策		230	230	230	230	230
実績	入所児童数		265	244	242	235	248
	待機児童数	0	0	0	6	1	

※実績は各年4月1日現在

(3) 3号認定（3歳未満／保育）

1・2歳は平成29年度以降、0歳は平成27年度以降で概ね量の見込みを上回る実績で推移しており、平成30年度に待機児童が多く発生しました。

① 1・2歳

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人	176	166	168	162	157
	確保方策		109	109	109	109	109
実績	入所児童数		131	147	180	165	170
	待機児童数	0	0	5	30	0	

※実績は各年4月1日現在

② 0歳

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人	33	32	31	30	29
	確保方策		41	41	41	41	41
実績	入所児童数		28	30	30	35	27
	待機児童数	0	0	0	27	9	

※実績は各年4月1日現在

3. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、母子保健に関する相談にも対応する「母子保健型」の3つの類型があります。

当町では特定型の利用者支援事業を1か所設置して、利用者の相談等に対応してきました。

■利用者支援事業設置か所数

区分	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画（量の見込み）	か所	1	1	1	1	1
実績		1	1	1	1	1
基本型・特定型		1	1	1	1	1
母子保健型		0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業の利用実績は量の見込みを大きく上回って推移しました。

■地域子育て支援拠点事業利用者数

区分	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画	量の見込み	128	121	121	117	114
	確保方策	—	—	—	—	—
実績	人回/月	422	326	315	327	—

※人数は子どものみ

(3) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、当町に住所を有する妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です。

妊婦健康診査事業の事業実績は量の見込みをわずかに上回って推移しました。

■受診票（母子健康手帳）交付件数

区分	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画	量の見込み	166	163	160	156	152
	確保方策	166	163	160	156	152
実績	件	183	173	186	158	—

■妊婦健康診査回数（受診者数×受診回数）

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	回	1,892	1,858	1,824	1,778	1,733
	確保方策		1,892	1,858	1,824	1,778	1,733
実 績			2,008	1,964	1,977	1,889	—

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の件数実績は量の見込みを上回って推移しました。

■新生児訪問事業の訪問件数

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	件	146	143	137	135	131
	確保方策		146	143	137	135	131
実 績			162	160	192	161	—

（５）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）は、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

養育支援訪問事業の件数実績は量の見込みを上回って推移しました。

■養育支援訪問件数

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	件	15	14	14	14	13
	確保方策		15	14	14	14	13
実 績			23	16	16	40	—

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

子育て短期支援事業は量の見込みを上回って推移しましたが、平成30年度は実績がありませんでした。

■子育て短期支援事業利用者数

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人日	35	34	33	31	30
	確保方策		60	60	60	60	60
実績			82	85	93	0	—
ショートステイ			11	0	10	0	—
トワイライトステイ	昼		45	55	49	0	—
	夜		26	30	34	0	—

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

就学児の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

ファミリー・サポート・センター事業の利用実績は量の見込みを下回って推移しました。

■子育て援助活動支援事業利用者数

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人日	713	751	761	744	734
	確保方策		800	800	800	800	800
実績			351	243	235	256	—

■登録会員数

区分	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
提供会員	人	52	55	55	57	52
依頼会員		152	151	155	159	160
両方会員		27	27	28	29	32

(8) 一時預かり事業

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。新制度では幼稚園の預かり保育も一時預かり事業に位置づけられます。

幼稚園型の一時預かりの利用実績は年々増加しており、平成30年度は量の見込みを大きく超えて推移しました。また、幼稚園型以外の一時預かりは概ね量の見込みを下回って推移しました。

■一時預かり（幼稚園型）の延べ利用人数

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人日	13,497	13,339	12,649	12,057	11,464
	確保方策		—	—	—	—	—
実績			7,279	9,020	12,343	27,213	—

■一時預かり（幼稚園型以外）の延べ利用人数

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人日	1,013	983	953	913	876
	確保方策		1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
実績			1,272	805	353	522	—

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

時間外保育事業の実績は、量の見込みを上回って推移しました。

■延長保育事業利用者数

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計画	量の見込み	人日	2,424	2,352	2,292	2,196	2,100
	確保方策		4,560	4,788	4,788	4,788	4,788
実績			3,247	3,899	3,206	3,228	—

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。病児対応型・病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）があります。

病児保育事業の利用実績は量の見込みを大きく下回って推移しました。

■病児保育事業利用者数

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人日	1,302	1,266	1,228	1,178	1,131
	確保方策		600	900	1,200	1,200	1,200
実 績			314	394	326	329	—
	病児対応型		203	252	172	212	—
	体調不良時 対応型		111	142	154	117	—
	病後児対応型		0	0	0	0	—

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

保護者が就労等により放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中に実施します。

学童保育クラブの実績は、量の見込みを上回って推移しました。

■学童保育クラブ利用者数

区分		単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	215	221	224	221	222
	低学年		168	177	179	175	173
	高学年		47	44	45	46	49
	確保方策		310	310	310	310	310
	低学年		260	260	260	260	260
	高学年		50	50	50	50	50
実 績			247	273	285	277	268
	1年生		85	104	98	96	92
	2年生		95	77	99	85	86
	3年生		48	59	42	53	44
	4年生		14	18	28	21	26
	5年生		3	11	11	17	13
	6年生	2	4	7	5	7	

■学童保育クラブ数と定員数

区分	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
学童保育クラブ数	クラブ	10	10	10	11	13
定員数	人	320	325	340	350	400

第4章 計画の基本的な考え方

1. 計画の理念・方針

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

当町では、平成27年度から5年間、「七飯町子ども・子育て支援事業計画」を推進し、様々な子育て支援を行ってきました。

しかし、いまだ子育てに不安や負担を感じる家庭が見受けられ、すべての家庭が自信をもって子育てができるよう応援することが大切です。

本計画では、七飯町子ども・子育て支援事業計画の基本理念「未来をつくる子どもたちが 健やかに育つまち」を継承しつつ、支援法の趣旨を踏まえ、次の理念を掲げます。

－ 基本理念－

**未来をつくる子どもが健やかに育つまち
安心していきいきと暮らすまち ななえ**

- ◆子育ての第一義的責任は保護者にあることを前提に、子どもの最善の利益を実現します。
- ◆保護者が子育ての充実感や喜びを感じることができるよう、また、子どものよりよい育ちを実現できるよう、関係機関との連携、子育てを応援する町民の意見収集に努め、地域の協力を得ながら、きめ細やかな切れ目のない支援を推進します。

2. 計画の基本的考え方

◇多様化するニーズに応えます。

- ◆共働き家庭の増加を背景に保育ニーズは年々増加の一途をたどっています。
- ◆アンケート調査では、就学前児童家庭の母親は約6割、小学生で約7割が働いており、5年前の調査と比べてわずかに増加しています。
- ◆子ども・子育て支援制度では、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まり、子育て世帯への経済的な支援が図られてきました。また、国が進めている「新・放課後子ども総合プラン」により放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）も一層の充実が求められています。
- ◆これらの多様化する教育・保育事業や地域子育て支援事業に適切に対応していくよう、市民のニーズに注視するとともに、人口動向等や将来的なニーズも踏まえ、持続可能な供給体制を整備していきます。

◇妊娠・出産・子育てで切れ目のない支援をめざします。

- ◆核家族化の進行やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立化し、育児に悩む人が少なくありません。特に、妊娠・出産・子育て期の家庭は産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育ての悩みを抱え、周囲の支援を必要としている場合があります。子育て家庭に適切な支援が届かないために孤立化し、痛ましい児童虐待に至ってしまうことも心配されます。
- ◆今後は妊娠・出産・子育てへの支援を切れ目なく推進するため、子育て世代包括支援センターの設置を行います。従来の事業をさらに充実させることはもちろんのこと、妊娠・出産期からの様々な事業の連携を図り、継続的な支援につなげていきます。

◇子どもの視点に立った支援を推進します。

- ◆子ども・子育ての支援においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものの視点に立った取組が重要です。
- ◆輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

第5章 事業計画

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

(1) 子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設される「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」及び「仕事・子育て両立支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行います。

《子ども・子育て支援新制度の概要》

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	子育てのための施設等利用給付	
	施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
	児童手当等交付金	
児童手当法等に基づく児童手当等の給付		
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	地域子ども・子育て支援事業	
	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	③妊婦健康診査事業	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業他	
	⑥子育て短期支援事業	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑧一時預かり事業	
	⑨時間外保育事業（延長保育事業）	
	⑩病児保育事業	
	⑪放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		
仕事・子育て両立支援事業		
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業		

(3) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(4) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

2. 教育・保育提供区域の設定

- ◆教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。
- ◆当町は、各教育・保育提供施設の利用状況、町内の各教育・保育提供施設への距離、移動手段をみると、町内全体が1つの区域となっていることから、第1期計画の設定区域を踏襲し、教育・保育提供区域として1区域を設定します。

(1) 教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	全町（1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を踏襲し、七飯町内を1区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業	全町（1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を踏襲し、七飯町内を1区域とします。
②地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）		
③妊婦健康診査事業		
④乳児家庭全戸訪問事業		
⑤養育支援訪問事業		
⑥子育て短期支援事業		
⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		
⑧一時預かり事業		
⑨延長保育事業		
⑩病児保育事業 （病児・病後児保育事業）		
⑪放課後児童健全育成事業 （学童保育クラブ）		

3. 児童人口の将来推計

児童人口の将来推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

年齢	実績値	推計値				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	170	163	159	154	150	146
1歳	193	189	181	177	171	167
2歳	182	198	194	186	182	176
3歳	204	191	207	203	195	191
4歳	197	206	193	209	205	197
5歳	208	203	212	199	215	211
6歳	216	212	208	217	203	220
7歳	240	217	213	208	217	203
8歳	224	240	217	213	208	217
9歳	250	226	242	219	215	210
10歳	252	253	229	245	222	218
11歳	239	252	253	229	245	222
0～2歳	545	550	534	517	503	489
3～5歳	609	600	612	611	615	599
就学前計	1,154	1,150	1,146	1,128	1,118	1,088
6～8歳	680	669	638	638	628	640
9～11歳	741	731	724	693	682	650
小学生計	1,421	1,400	1,362	1,331	1,310	1,290
合計	2,575	2,550	2,508	2,459	2,428	2,378

※各年4月1日現在

※コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ年または同じ期間に生まれた人の集団）について、過去の実績人口の動向から変化率を求め、それに基づき将来の人口を予測する方法

4. 教育・保育事業の「量の見込み」

(1) 1号認定（幼稚園・認定こども園）

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人	340	343	342	344	335
1号認定		113	114	114	115	112
2号認定で 教育の意向強い		227	229	228	229	223
確保方策 ②		345	345	345	345	345
過不足 (②-①)		5	2	3	1	10

■確保方策の考え方

◆町内の幼稚園及び認定こども園の定員合計で量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(2) 2号認定（保育所・認定こども園／3歳以上）

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人	230	239	238	240	234
確保方策 ②		277	289	289	289	289
過不足 (②-①)		47	50	51	49	55

■確保方策の考え方

◆町内の保育園及び認定こども園における定員の弾力化を活用するとともに、これまでの広域利用の状況を加味することで、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(3) 3号認定（保育所・認定こども園／3歳未満）

① 1・2歳

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人	194	191	185	180	175
確保方策 ②		210	219	219	219	219
過不足 (②-①)		16	28	34	39	44

■確保方策の考え方

◆町内の保育園及び認定こども園における定員の弾力化を活用するとともに、これまでの広域利用の状況を加味することで、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

② 0歳

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人	36	37	36	35	34
確保方策 ②		37	38	38	38	38
過不足 (②-①)		1	1	2	3	4

■確保方策の考え方

◆町内の保育園及び認定こども園における定員の弾力化を活用するとともに、これまでの広域利用の状況を加味することで、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、母子保健に関する相談にも対応する「母子保健型」の3つの類型があります。

■利用者支援事業の実施か所数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	か所	2	2	2	2	2
基本型・特定型		1	1	1	1	1
母子保健型		1	1	1	1	1

■確保方策の考え方

- ◆保健センターにおいて実施してきた特定型の利用者支援事業を継続するとともに、令和2年度から母子保健型の利用者支援事業を実施します。
- ◆認定こども園、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業など子育てに関する情報の集約と提供と相談を行い、関係機関との連絡調整、連携に努めます。
- ◆相談、支援を行う人材の育成、スキルアップを図ります。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業の利用者数

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人回/月	352	342	331	322	313
確保方策 ②		500	500	500	500	500
過不足(②-①)		148	158	169	178	187

■確保方策の考え方

- ◆町内2か所(大中山地区・本町地区)の保育所に併設して地域子育て支援拠点事業を実施しています。
- ◆保育所等の関係機関と連携を図り、子育てに関する情報を収集し、提供を行います。
- ◆子育てに関する各種事業を実施して、子育て家庭の参加促進を図ります。

(3) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、当町に住所を有する妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です。

■受診票（母子健康手帳）交付件数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	件	163	159	154	150	146
確保方策 ②		163	159	154	150	146
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

■妊婦健康診査回数（受診者数×受診回数）

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	回	2,282	2,226	2,156	2,100	2,044
確保方策 ②		2,282	2,226	2,156	2,100	2,044
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

◆公費負担による妊婦健診の実施体制を確保し、妊娠期における母子の健康保持を推進します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■新生児訪問事業の訪問件数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	件	163	159	154	150	146
確保方策 ②		163	159	154	150	146
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

◆新生児のいるすべての家庭訪問をめざします。
◆家庭訪問は保健師と保育士が行い、発育、発達状況の確認のほかに子育てについての情報提供を行います。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■養育支援訪問件数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	件	40	40	40	40	40
確保方策 ②		40	40	40	40	40
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

■確保方策の考え方

- ◆養育支援の必要な家庭に継続して保健師の訪問、指導及び助言を行います。
- ◆虐待の発生を予防し、早期発見、早期対応の体制づくりを進めます。
- ◆児童相談所をはじめ関係機関との連携を図るとともに、相談体制の強化を図ります。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

■子育て短期支援事業の延べ利用人数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人日	0	0	0	0	0
確保方策 ②		10	10	10	10	10
過不足 (②-①)		10	10	10	10	10

■確保方策の考え方

- ◆アンケート調査結果に基づく量の見込みの推計結果ではニーズがないと見込まれますが、利用希望者への対応を行うため、児童養護施設くるみ学園での受け入れ体制を今後も継続します。
- ◆児童虐待の防止に向けて、要保護児童世帯の利用に対処します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

就学児の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

■子育て援助活動支援事業の延べ利用人数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人日	267	259	253	249	246
確保方策 ②		800	800	800	800	800
過不足（②－①）		533	541	547	551	554

■確保方策の考え方

- ◆北斗市のせせらぎ保健センター内に設置しているファミリー・サポート・センターで量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。
- ◆事業をより充実したものとするため、毎年1回町内または北斗市内で会員養成講座を開催し、会員数の増加を促進します。

(8) 一時預かり事業

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。新制度では幼稚園の預かり保育も一時預かり事業に位置づけられます。

■一時預かり（幼稚園型）の延べ利用人数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人日	18,022	18,382	18,353	18,472	17,992
1号認定		1,482	1,512	1,510	1,519	1,480
2号認定で 教育の意向強い		16,540	16,870	16,843	16,953	16,512
確保方策 ②		19,000	19,000	19,000	19,000	19,000
過不足（②－①）		978	618	648	528	1,008

■一時預かり（幼稚園型以外）の延べ利用人数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人日	484	447	419	392	380
確保方策 ②		600	600	600	600	600
過不足（②－①）		116	153	181	208	220

■確保方策の考え方

- ◆幼稚園型の一時預かりは、認定こども園及び幼稚園で実施する預かり保育で受け入れを行い、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。
- ◆在園児を除く一時預かりについては、認定こども園、保育所において継続して実施し、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

■時間外保育事業の延べ利用者数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人日	3,106	3,095	3,047	3,020	2,938
確保方策 ②		3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
過不足 (②-①)		94	105	153	180	262

■確保方策の考え方

◆町内6か所で実施している時間外保育事業で量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。病児対応型・病後児対応型、体調不良児対応型、非施設型（訪問型）があります。

■病児保育事業の延べ利用人数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人日	574	572	563	558	543
確保方策 ②		600	600	600	600	600
過不足 (②-①)		26	28	37	42	57

■確保方策の考え方

◆はるこどもクリニックで実施している病児保育（病児対応型）及び保育所における病児保育（体調不良児対応型）で量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

保護者が就労等により放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中に実施します。

■放課後児童健全育成事業の利用人数

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人	277	280	285	285	288
1年生		94	93	97	90	98
2年生		88	90	89	93	86
3年生		52	53	54	54	56
4年生		20	24	24	25	25
5年生		16	12	15	15	15
6年生		7	8	6	8	8
確保方策 ②		400	400	400	400	400
過不足 (②-①)	123	120	115	115	112	

■確保方策の考え方

- ◆町内に整備されている学童保育クラブで量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。
- ◆放課後の子どもの居場所は教育・保育事業と並んで潜在的ニーズが高い点を踏まえ、学童保育クラブの充実を図ります。
- ◆民間の学童保育クラブ職員との交流や研修会への参加をし、学童保育クラブの質の向上を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

認定世帯へ教育・保育に必要な費用を助成する事業で、平成27年度の新制度施行時から導入されました。

国が定める公定価格をもとに、市町村は条例により利用者負担額を設定しますが、施設によっては実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合があり、公費による補助を行って低所得者の負担軽減を図るものです。

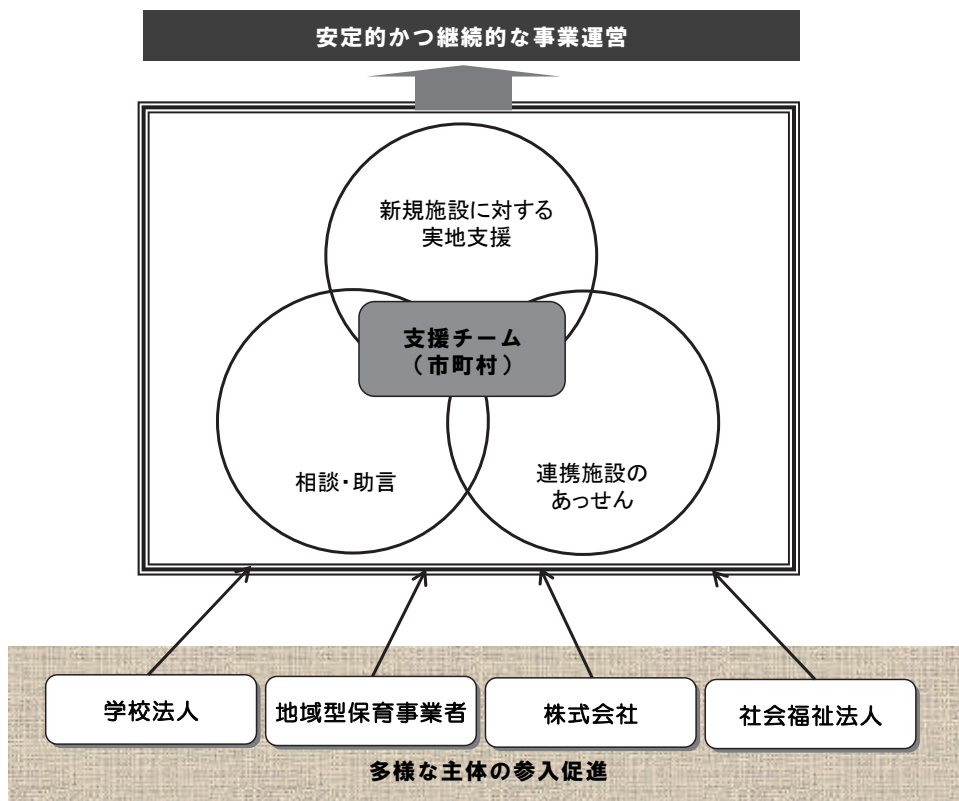
子ども・子育て支援新制度における支給認定子どもが特定教育・保育等を受けた場合の教育・保育給付によっては運営費が給付されない日用品や行事参加費等の実費負担分について、国の動向を注視し、事業を検討します。

(13) 多様な主体の参入促進事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業で、新制度で新たに導入されました。待機児童解消加速化プランに基づく保育の受け皿の確保、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用を図る事業です。

特定教育・保育等の入所状況を勘案しながら、良質な民間事業者の参入促進を検討します。

■多様な主体の参入イメージ



6. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、子ども・子育て支援制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国において普及に向けた取組が進められています。

令和元年度現在、当町の認定こども園が1園設置されており、保育園は公立と私立を含め5園、幼稚園は2園となっています。

保育園及び幼稚園の認定こども園への移行については、施設の状況や事業者の意向を踏まえた上で、教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮して検討を進めるものとします。また、国及び道において財政支援メニューがある場合には、その活用を検討していくものとします。

(2) 幼稚園教諭・保育士の資質向上の支援

① 幼稚園教諭と保育士の合同研修

教育と保育を一体的に提供するため、幼稚園教諭と保育士が情報や課題を共有できるよう、合同研修会の支援を行います。

② 保育士の人材確保

認可保育所・認定こども園の人手不足を補うため、パート保育士の登録制度として新たにスタートした保育士人材登録制度（七飯町保育士人材バンク）の活用促進を図ります。

③ 特に配慮を要する子どもに関わる職員の資質の向上

健康状態や発達状況、家庭環境等から特に配慮を要する子どもについては、一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関等との連携を強化するとともに、職員の資質の向上を図ります。

④ 家庭的保育者等の研修

家庭的保育事業、小規模保育事業等に通所する子どもが適切な保育を受けることができるように、職員への研修、または研修会に参加するために必要経費について補助を行うことで、質の向上を図ります。

(3) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

私立認定こども園、私立幼稚園、私立保育所に対しては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、必要な支援を行います。

支援を必要とする子どもに対しては、七飯町障がい児福祉計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

(4) 教育・保育事業相互の連携・幼保小の連携

①教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うことから、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業等と連携を図るとともに、必要に応じて支援を行います。

原則として、満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業については、満3歳以降も引き続き質の高い教育・保育を利用できるよう、連携施設として教育・保育施設を確保して、連携を図ります。

②幼稚園・保育園から小学校への円滑な接続の支援

子どもの育ちの連続性を確保するため、教育・保育施設と小学校において、個人情報に配慮しながら、子ども一人ひとりの発達の過程や健康の状況などの情報共有を図ります。また、同様に学童保育クラブとの情報共有も検討します。

認定こども園（保育所部分）、保育所からは子どもの成長を記録した「りんごっこカード」を作成して、入学する小学校へ送付し連続性をもった指導につなげます。

③医療機関との連携

5歳児健診の実施により、就学前の子ども発達支援の体制強化を行い、医療機関、教育機関、保育所、幼稚園、及び保護者等との連携を図り、研修会・学習会を実施します。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性、事業者の運営等に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

(2) 北海道との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について北海道との連携を図ります。

また、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

8. その他の推進事業

(1) 母子保健事業

母子保健法及び児童福祉法等に基づき妊産婦、乳幼児に対して健康診査、保健指導、訪問指導等の事業を行い、母性及び乳幼児の健康維持・増進を図ります。

<方針>

- ◆産前から出産、学童期に移行するまでの母子保健対策について、切れ目のない支援を行います。
- ◆子どもの健康づくりを通して、親の健康づくりの取組を推進します。

事業	内容
母子健康手帳の交付 妊産婦健康診査受診票の 交付	妊娠の届出があった妊婦に交付し、妊娠・分娩の経過の記録等により妊産婦と小学校入学前の子どもの健康保持・増進を図ります。
母子相談事業	健康に関する来所・電話相談に常時対応できるよう職員(保健師)を配置しています。妊娠届出時及び妊娠・産後の経過中の相談指導や育児不安解消の相談、情報提供を図ります。
赤ちゃんサロン	保健師による生後2か月児の計測、問診及び保健指導を行います。
乳児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査	健康の保持増進を図るため、乳幼児に対し、母子保健法に基づく問診・計測・診察・保健指導を行います。

事業	内容
妊婦・乳幼児栄養指導	母体の健康及び胎児の発育、乳幼児期の栄養指導は健康と食習慣形成の上で重要であり、乳幼児健診、各種相談や子どもの健康づくり教室などを行っています。個人の状況や発達段階に合わせた栄養指導を進めます。 乳児とその保護者を対象とした離乳食教室を開催して、離乳食の進め方や調理方法など指導します。
歯科検診	1歳6か月児と3歳児を対象に、歯科検診のほか、ブラッシング指導などを実施し、家庭での虫歯の予防法等を指導します。
予防接種	感染症の発生及び蔓延予防のため、法で定められた定期の予防接種を行います。未接種家庭の接種をめざすとともに、疾病の発生及び蔓延の防止に努めます。
子ども医療助成	18歳に到達した最初の3月31日までの子どもの医療費を助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、子どもの健康の向上と福祉の増進を図ります。
子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産期から子育て期にわたり、切れ目なく支援を行います。

(2) 児童虐待の防止対策

乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）や養育支援訪問事業等により支援が必要な母親の早期発見・早期対応を行います。

また、子育て支援ネットワーク会議を活用し、児童相談所、小中学校、幼稚園、保育所、医療機関、主任児童委員等との連携により虐待防止に取り組みます。

<方針>

- ◆児童相談システムにより継続的に情報収集を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、児童虐待の早期発見、早期対応に取り組みます。

事業	内容
子育て支援ネットワーク会議の推進	児童相談所、小中学校、幼稚園、保育所、主任児童委員、警察、医療機関、行政、地域住民等と連携し単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取組をめざします。実務担当者における学習研修会などへの参加や、連携を図ります。
児童虐待防止対策の強化	養育支援の必要な家庭に継続して保健師の訪問、指導及び助言を行い、虐待の発生を予防し、早期発見、早期対応を図ります。また、子育て支援センターに来所する保護者へ情報提供を行いながら、支援の必要な家庭の把握に努めます。

事業	内容
児童相談システムによる情報収集	虐待(疑いを含む。)通報があった場合には、児童相談システムで管理し、継続的な情報収集及び支援を行っています。
児童虐待防止のPR	11月の児童虐待防止推進月間に合わせて、公共施設において虐待防止ポスター展の開催及びオレンジリボン運動の推進を図り、児童虐待防止への地域の関心を喚起します。

(3) 母子家庭・父子家庭の自立支援

ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身健やかに成長できるよう「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいた支援を行います。ひとり親を対象に、自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動の支援、福祉資金の貸付を行います。

<方針>

- ◆「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の周知を図るとともに、適切な支援を行います。
- ◆相談においては、母子・父子世帯それぞれが抱える特有な課題に対し適切に相談に応じます。

事業	内容
ひとり親家庭等医療助成	ひとり親家庭等の母または父並びに児童に対し、医療費を助成することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ります。 児童が18歳に到達した最初の3月31日まで、対象者(受給者)となります。 児童が学生の場合には、20歳の誕生日までが、対象者となります。
自立支援プログラム策定事業(実施:北海道)	児童扶養手当受給者の自立促進を図るため、就労意欲のある母子家庭の母親または父子家庭の父親に対して、本人の希望や実情に対応した自立支援計画を策定し、ハローワーク等と連携して就労につなげる支援をします。 プログラムは、母子家庭等就業・自立支援センター(社会福祉法人函館市民生事業協会)で策定しています。
児童扶養手当(実施:北海道)	離婚などによるひとり親の家庭、父または母が重度障がい者の家庭等で18歳に到達した最初の3月31日までの児童等を扶養する者に対して手当を支給します。

(4) 障がい児など特別な支援が必要な子どもに対する支援

障がいのある子どもが、身近な地域で障がい特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、障がい児通所支援等のサービスに取り組みます。

<方針>

- ◆特定教育・保育施設等、放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）において障がい児等特別な配慮が必要な子どもの受け入れを推進します。
- ◆児童発達支援等のサービス等については、障がい児福祉計画に基づき見込量と確保策を定め、定期的な進行管理を行います。

事業	内容
子どもの発達相談 言語相談	保健センターで子ども(幼児)の発達に関して、専門家による相談を行い、児童相談所、おしま地域療育センター、幼稚園、保育所や認定こども園などの機関と連携を図りながら、養育支援を通して障がいの早期発見、早期療育に努めます。
早期療育システム事業	早期療育の充実を図るため、地域療育センター等と連携を図り、関係機関とのネットワークづくりを促進し、早期療育システムを進めていきます。
放課後等デイサービス	学校(幼稚園及び大学を除く)に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められる障がい児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、対象となった児に対して、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
障がい児相談支援事業	障がい児通所サービスを申請した障がい児について、障がい児支援利用計画の作成、見直し(モニタリング)を行います。
日中一時支援	日中、一時的に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。
発達障がい児支援の体制整備	発達障がい者支援センターとの連携を図り、健診等における早期発見、早期対応、継続的支援を行います。
教育支援委員会	教育支援委員会を組織し、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童や生徒に対し、一人ひとりのニーズに応じた適切な就学を支援します。

(5) 子どもの安全対策

子どもが犯罪被害や交通事故等に遭わないよう、関係機関との連携により犯罪や交通事故が発生しにくい環境づくりに努めます。

<方針>

- ◆子どもが犯罪などの被害に遭わないよう、警察や地域などと連携・協力のもと、安全に安心して暮らせる地域社会の形成を進めていきます。
- ◆子どもを交通事故から守るために、警察、学校や地域等と連携・協力のもと、交通安全教室や交差点での交通安全指導、啓発活動などの推進を図ります。

事業	内容
通園路、通学路の点検	幼稚園、保育所、認定こども園、学校等を中心に児童が日常的に集団で移動する経路等の安全確保に向けた安全点検を行います。
子どもの安全を守る子ども110番の家等の推進	児童が不審者から声をかけられたり追いかけられたりした場合、助けを求めて駆け込める家の設置を進めます。
不審者情報の配信	子育て家庭や関係機関・団体等に、不審者情報をメールやファクスで配信し、子どもの安全を確保します。
登、下校時の安全対策	スクールガードリーダー等による学校施設、通学路等の安全確認及び巡回指導を実施します。
交通安全教室の開催等	保育所や幼稚園、小中学校で児童・生徒に交通安全教室を開催します。

(6) 子どもの健全育成

町の将来を担う青少年が心身ともに健全に成長していくことができるよう、町全体で子どもを守り育てる体制づくりのもと、各種の健全育成活動を推進していきます。

<方針>

- ◆スポーツや体験教育など社会教育の充実に努めるとともに、青少年期における悩みを相談できる環境を提供します。
- ◆新・放課後子ども総合プランに基づき、子どもの放課後の居場所の充実に努めるとともに、計画的に都市公園の老朽化した遊具の改修を行い、子どもの遊び場の安全確保と充実に図ります。

事業	内容
体育事業の推進	体育館、プール等を利用し、子どもがスポーツに親しむ機会を提供するとともに、スポーツ大会やセミナーなどを開催し、子どもたちの体力づくりを図ります。
社会教育事業による子ども向け講座の開催	子どもの学習や自然体験教室の開催、障がい児・者との交流を行います。
相談事業の推進	中学校に心の教室相談員を配置し、生徒が悩み等を気軽に話すことができ、ストレスを和らげることができる環境を提供します。
新・放課後子ども総合プランの推進	子どもの放課後の居場所づくりとして、学童保育クラブ等の充実に努めます。 また、単に預かりの場としてだけでなく、子どもたちの発達や成長に関わるとともに、支援が必要な子どもや家庭等へのアプローチを担う存在であることを意識し、育成支援及び関係機関との連携に努めます。
子どもの遊び場整備	地域住民の意見を取り入れながら、都市公園、児童公園や子どもの遊び場の整備を進めていきます。

(7) 職業生活と家庭生活との両立が可能な環境整備

仕事と家庭が両立でき、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に豊かさと潤いをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和の推進とその基盤となる子育て支援の充実に努めます。

<方針>

- ◆両立支援制度に関する情報提供を行うとともに、働き方の見直し、父親の子育て参加促進など町民、事業所に働きかけを行います。

事業	内容
両立支援制度の情報提供	妊娠届の届出時に仕事と子育ての両立支援に関する情報を提供します。
父親の子育て参加の促進	あそんでSUNDAYパパ事業(毎月1回)など子どもと父親がいっしょに遊んだり、父親同士の子育て仲間づくりを通して、父親の育児理解を進めます。

第6章 計画の推進

1. 進行管理・評価

- ◆この計画は、策定後、町民に速やかに公表します。
- ◆各年度の事業計画に基づく施策・事業の実施状況、教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況などやこれらの実績等について、毎年点検・評価します。
- ◆これらの点検・評価は七飯町子ども・子育て会議において、第三者としての点検・評価を行います。
- ◆計画期間内の中間年を目安として、事業計画に基づく認定区分ごとの人数とのかい離が大きい場合は見直しを行います。
- ◆ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。

2. 関係機関等との連携

- ◆庁内関係課との連携を図ることはもちろんのこと、児童相談所、保健所、教育機関、医療機関、警察などとの緊密な連携を図ります。
- ◆母子家庭・父子家庭の自立支援、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策などについて、道が行う施策との連携を図ります。
- ◆広域利用の観点からも情報の共有に努め、近隣市町村等との協調・連携を図っていきます。

資料編

策定経過

月 日	内 容
平成31年2月4日	平成30年度第1回七飯町子ども・子育て会議 ・ニーズ調査について ・ニーズ調査様式について ・今後のスケジュールについて
令和元年5月21日 ～6月7日	「第2期七飯町子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査（ニーズ調査）実施
令和元年11月19日	令和元年度第1回七飯町子ども・子育て会議 ・ニーズ調査の結果報告について ・教育・保育事業の確保方策について ・第2期七飯町子ども・子育て支援事業計画（素案）について ・パブリックコメントの実施について ・今後のスケジュールについて
令和元年11月26日 ～12月26日	パブリックコメント制度による意見募集
令和2年2月12日	令和元年度第2回七飯町子ども・子育て会議 ・平成30年度の地域子ども・子育て支援事業の状況について ・七飯町周辺の教育施設移行状況について ・七飯町内の特定教育・保育施設の状況について ・第2期七飯町子ども・子育て支援事業計画（素案）について

七飯町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、七飯町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 教育に関し学識経験のある者
- (4) 法第7条第4項に規定する教育・保育施設を運営する法人の代表者又は当該施設の長
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 会議の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、民生部子育て健康支援課において処理する。

(委員長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 七飯町特別職非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成12年条例第33号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成26年9月29日条例第17号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

七飯町子ども・子育て会議委員名簿

委嘱期間：平成31年4月1日～令和4年3月31日

		役 職	氏 名
1	1号	大中山保育所 保護者	野口 緑
2		七飯南幼稚園 保護者	澤田 志穂
3		大中山学童保育クラブ 保護者	宮部 依久未
4		認定こども園どんぐり 保護者	吉田 智明
5		本町子育て支援センター 保護者	後山 美紀子
6	2号	七飯町社会教育委員 副委員長	○ 太田 明代
7		一般社団法人全国認定こども園連絡協議会 事務局長	◎ 戸 巻 聖
8	3号	七飯町校長会（大沼小学校） 会長	小笠原 英緒
9	4号	認定こども園どんぐり 園長	土田 恵美子
10		七飯ほんちょう保育園 園長	加藤 郁美
11		みどり保育園 園長	葛西 美智恵
12		藤城保育園 園長	新山 幸子
13		大沼保育園 園長	林崎 光江
14		七飯南幼稚園 教頭	松永 剛士
15		七飯マリア幼稚園 園長	栗田 万里子
16		社会福祉法人 ななえ福社会 事務局長	林 秀法
17		社会福祉法人 聖樹の杜 理事長	秋田 広樹
18	5号	はるこどもクリニック（はるっこ） 院長	高柳 滋治
19		NPO法人道南育児支援ネットありす（Skip） 代表理事	青山 博子
20		株式会社ケアサービスドワン （はっぴー、はっぴー2、あんドーナツ） 代表取締役	中村 久子

◎委員長、○副委員長 順不同・敬称略

第2期七飯町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行・編集 七飯町
住 所 〒041-1192
北海道亀田郡七飯町本町6丁目1-1
電 話 0138-65-2511 (代表)
FAX 0138-65-9280